



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
6月18日  
号外(2)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 選挙管理委員会告示

※公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設の一部改正

..... 1

滋賀県知事の任期満了に伴う選挙の期日..... 2

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙長および同職務代理者の選任..... 2

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙会の日時および場所..... 3

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式..... 3

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日..... 4

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時および場所..... 4

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における政見放送を行わない候補者の経歴放送の順位..... 4

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 5

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における公職選挙法による選挙運動に関する支出金額の制限額..... 5

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 5

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙長印..... 5

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 5

滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生..... 6

滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生..... 6

滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生..... 6

令和8年7月5日執行予定の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について..... 6

令和8年7月5日執行予定の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について..... 6

令和8年7月5日執行予定の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について..... 6

### ○ 滋賀県知事選挙選挙長告示

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所..... 7

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において選挙長が立候補の届出を受け付ける順位..... 7

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 7

## 選挙管理委員会告示

平成7年滋選委告示第15号(公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設)の一部を次のように改正する。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

表中

「市営住宅檜山団地集会所	同	大江三丁目29番	」を
膳所ふれあいセンター	同	昭和町15番25号	
「市営住宅檜山団地集会所	同	大江三丁目29番	」に、
「大津市ふれあいプラザ	同	浜大津四丁目1番1号	
伊香立環境交流館	同	伊香立下在地町1222番地の1	」を
「大津市ふれあいプラザ	同	浜大津四丁目1番1号	
「伊香立コミュニティセンター	同	伊香立生津町133番地の1	」を
「伊香立コミュニティセンター	同	伊香立下在地町1601番地	
「人権・福祉交流会館	同	大方町848番地1	」を
彦根市男女共同参画センター	同	平田町670番地	
「人権・福祉交流会館	同	大方町848番地1	」に、
「あづちマリエート	同	安土町桑実寺773番地	
北里ふれあいホール	同	江頭町973番地2	」を
「あづちマリエート	同	安土町桑実寺773番地	
「守山市中心市街地活性化交流プラザ	同	勝部一丁目13番1号	」を
栗東市立農林業技術センター	栗東市	御園1614番地12	
栗東市やすらぎの家	同	出庭700番地1	
「守山市中心市街地活性化交流プラザ	同	勝部一丁目13番1号	」に、
栗東市やすらぎの家	栗東市	出庭700番地1	
「米原市民交流プラザバルホール310	米原市	長岡1050番地1	」を
「米原市民交流プラザ	米原市	長岡1050番地1	
「米原学びあいステーション大ホール	同	下多良三丁目3番地	」を
「米原学びあいステーション	同	下多良三丁目3番地	

改める。

滋選委告示第80号

滋賀県知事の任期満了に伴う選挙は、次の期日に行う。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙の期日 令和8年7月5日

滋選委告示第81号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙長

滋賀県野洲市 吉田清一

選挙長職務代理者

滋賀県高島市 八代章

滋選委告示第82号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年7月7日午前10時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第83号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和8年6月18日


滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

折目

裏

こうほしやしめい <b>候補者氏名</b>	<div style="text-align: center;">  <p><b>令和八年執行 滋賀県知事選挙投票</b></p> <p>(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p><b>滋賀県 選挙管理 委員会印</b></p> </div>
--------------------------	--

- 備考1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙  
表

折  
目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">点字投票</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 10px 0;">知</div> <div style="text-align: center;"> <b>令和八年執行 滋賀県知事選挙投票</b> </div> <div style="font-size: 0.8em;"> <p>(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>滋賀県 選挙管理 委員会印</b> </div>
-------------------	---

- 備考1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「ちじ」と表示する。

滋選委告示第84号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日は、令和8年6月18日からとする。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第85号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により行う各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年6月18日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第86号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条の規定による政見

放送を行わない候補者の経歴放送または経歴の紹介の放送順位は、政見放送を行う候補者の後順位とし、政見放送を行わない候補者が2人以上あるときはくじで定める。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第87号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年6月19日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第88号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

制限額 32,218,000 円

滋選委告示第89号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第90号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙長印を次のとおり定める。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



24ミリメートル平方

滋選委告示第91号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年6月17日現在において次のとおりである。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数

22,909

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と

40万に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,178
大津市選挙区の3分の1の数	95,219
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	35,863
長浜市選挙区の3分の1の数	30,407
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,354
草津市選挙区の3分の1の数	37,995
守山市選挙区の3分の1の数	23,105
栗東市選挙区の3分の1の数	18,876
甲賀市選挙区の3分の1の数	23,378
野洲市選挙区の3分の1の数	13,854
湖南市選挙区の3分の1の数	14,130
高島市選挙区の3分の1の数	12,715
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	40,746
米原市選挙区の3分の1の数	10,169

**滋選委告示第92号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

**滋選委告示第93号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

**滋選委告示第94号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

**滋選委告示第95号**

令和8年7月5日執行予定の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

基準日

令和8年6月25日

**滋選委告示第96号**

令和8年7月5日執行予定の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

基準日

令和8年6月25日

**滋選委告示第97号**

令和8年7月5日執行予定の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和8年6月18日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

基準日

令和8年6月25日

### 滋賀県知事選挙選挙長告示

#### 滋知選告示第1号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年6月18日

滋賀県知事選挙選挙長 吉 田 清 一

令和8年6月18日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会議員室および滋賀県議会第二委員会室

令和8年6月19日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

#### 滋知選告示第2号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年6月18日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年6月18日

滋賀県知事選挙選挙長 吉 田 清 一

#### 滋知選告示第3号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月18日

滋賀県知事選挙選挙長 吉 田 清 一

日時 令和8年7月2日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

